

14

令和6年市議会2月定例会

報 告 事 項

(その3)

静 岡 市



# 目 次

報告番号	件 目	頁
報告第9号	専決処分の報告について（交通事故及び物損事故により生じた損害賠償の額の決定について）	4
報告第10号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	7

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月19日提出

静岡市長 難波 喬 司

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月6日

静岡市長 難波 喬 司

### 交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 238,777 (車両修理費)			令和5年 6月7日 静岡市清水区 石川本町 15番25号地 先	公用車で交差点に進入したところ、左方から直進してきた相手方車両と接触し、右側ボディ等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

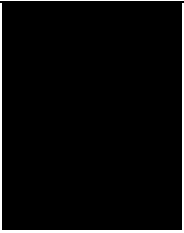

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月6日

静岡市長 難波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 74,800 (ブロック塀修理費)	[Redacted]	[Redacted]	令和5年 9月28日 [Redacted]	公用車を駐車場から発進させたところ、相手方所有のブロック塀に接触し、同ブロック塀を損傷させた事故である。
	[Redacted]	[Redacted]		
	[Redacted]	[Redacted]		
円 352,000 (外壁修理費)	[Redacted]	[Redacted]	令和5年 10月23日 [Redacted]	不燃・粗大ごみの戸別収集作業中、塵芥車を発進させたところ、相手方管理のマンション外壁に接触し、同マンション外壁を損傷させた事故である。

<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center;">298,375</p> <p>(外壁修理費)</p>			<p>令和5年 11月28日 静岡市清水区 押切 2106番地</p>	<p>公用車を駐車しようとしたところ、相手方所有の住宅に接触し、同住宅外壁を損傷させた事故である。</p>
<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: center;">145,200</p> <p>(駐車場ポール修理費)</p>	<p>静岡市駿河区 登呂三丁目 1番1号</p>	<p>株式会社静岡 新聞社 代表取締役社 長 大須賀 紳晃</p>	<p>令和5年 12月8日 静岡市清水区 松原町 329番地1号</p>	<p>公用車で駐車場に進入しようとしたところ、入口を封鎖していた相手方所有の鎖に接触し、接続する駐車場ポールを破損させた事故である。</p>

報告第10号

## 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月19日提出

静岡市長 難波喬司

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月8日

静岡市長 難波喬司

### 工事請負契約金額の変更について

工事名	契約金額(円)	変更概要
令和4年度葵北県道債第1号 (主)梅ヶ島温泉昭和線((仮称) 有東木トンネル)道路整備工事 (令和4年10月12日議決)	当初 1,463,220,000	トンネル支保工設置後、トンネル内の湧水量が当初想定よりも多いことが確認されたため、濁水処理施設設置期間の延長及び坑内裏面排水工を増工する。  (当初議決より 22,655,600円増額(1.55%増))
第1回変更 (令和5年6月13日報告)	第1回変更後 1,439,937,400	
第2回変更 (令和5年10月11日報告)	第2回変更後 1,466,410,000	
	第3回変更後 1,485,875,600	